

「パートナーとともに行う育児」推進事業業務委託
企画提案コンペ参加仕様書

1 企画提案コンペの目的

この企画提案コンペは、「男性育児参画の質の向上」に向けて、これから父親となる方を主な対象に、市町や企業等と連携しながら、令和の時代に相応しい内容と実施方法によるプレパパ教室をワークショップ形式でモデル的に開催し、実践を通じてその必要性を発信するとともに、ワークショップ後も育児の悩みが相談できるコミュニティづくりの支援を行うこと、また、ワークショップ開催に必要なノウハウや手順等を整理して、県内で「パートナーとともに行う育児」に向けたワークショップの実践を広く定着させることを目的に実施する「パートナーとともに行う育児」推進事業に係る業務を委託するものを選定するために実施します。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 「パートナーとともに行う育児」推進事業業務委託
- (2) 業務内容 別紙「「パートナーとともに行う育児」推進事業業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりに従うこと

3 契約上限額

2, 7 6 9, 0 1 2 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 企画提案コンペの参加要件

参加者資格

- ア 法人格を有する企業・団体であること。
- イ 企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式 1）及び同確認申請書 3 に記載の添付書類を提出した者であること。
- ウ 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- オ 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- カ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- キ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 企画提案コンペの実施方法

提案者は、下記に定める企画提案資料を提出期限までに提出することとします。

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「「パートナーとともに行う育児」推進事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において、総合的に審査のうえ最優秀提案を選定し、その提案を提

出したものと委託契約を締結します。

なお、最優秀提案は、条件を付与したうえで選定する場合があります。（提案者は、付与された条件を承諾できない場合は、提案を取り下げることができます。）

（１）提出を求める企画提案資料及び提出部数

ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式１）・・・・・・・・ １部

※「登記簿謄本」等の要添付書類（コピー可）を含む。

イ 見積書（様式任意）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １部

※見積書には、委託内容の項目ごとに積算内訳（単価基礎、単価、数量等）を示した金額を表示すること。

ウ 企画提案書（様式任意）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８部

※Ａ４サイズ２０ページ以内（表紙を除く）で作成することとし、以下の①～⑤の項目については、企画提案書に必ず記載すること。

①「パートナーとともに育児」ワークショップについて

- ・市町や企業等と連携して実施する工夫
- ・ワークショップの内容、進め方、コンテンツ等
- ・より多くの対象者に参加を促す工夫
- ・実施回数、参加人数、スケジュール
- ・ワークショップの講師（ファシリテーター）※プロフィール、選定理由を記載
- ・アンケートの実施方法、内容
- ・講師や参加者同士のコミュニティ形成に向けた支援

②NEXT 親世代を対象としたワークショップについて

- ・NEXT 親世代に啓発する際の工夫等
- ・ワークショップの実施方法、コンテンツ等

③ワークショップの継続開催に向けたコンテンツ作成

- ・市町や企業等の主催により数多く開催されるための工夫
- ・ファシリテート手順書の作成方針、内容等
- ・ワークシートや動画コンテンツ等の内容等

④実施体制

- ・事業の実施体制（責任者、担当者等）※プロフィール等を記載
- ・市町や企業等との連携体制、連携の担当者 ※プロフィール等を記載
- ・参加者のフォロー体制、担当者 ※プロフィール等を記載
- ・これまでの類似業務の実績等

⑤全体スケジュール

- ・契約日から事業終了までの全体スケジュール

エ 提案事業者の概要書

（２）提出期限

- ・５（１）アに関するもの 令和３年４月５日（月）１２時必着
- ・５（１）イ～エに関するもの 令和３年４月１２日（月）１２時必着

- (3) 提出先 〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県庁2階
三重県子ども・福祉部少子化対策課
- (4) 提出方法 上記提出先へ持参又は郵便による送付に限る。
- (5) 受理の確認 参加資格確認申請書、企画提案書等を郵送で提出する場合は、提出期限までに電話で担当課に書類受理の確認をすること。
- (6) 第1次審査（書類審査）の実施
- ・実施日時 令和3年4月14日（水）を予定
 - ・なお、申込数が5者以下の場合は、第1次審査を省略します。
- (7) 第2次審査（プレゼンテーション審査）の実施
- ア 実施日時 令和3年4月19日（月）を予定
- イ 実施場所 三重県庁内または三重県庁周辺の会議室
- ※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、オンラインでの審査になることがあります。
- ※詳細は対象事業者に別途お伝えします。
- ウ 内容 プレゼンテーション15分、質疑10分（予定）
- (8) 選定のための評価基準
- 審査にあたっては、以下の点を重視して総合的に評価することとします。
- ア 企画内容（25点）
- 提案内容は、仕様書で定める業務が網羅されており、かつ独自のアイデアが盛り込まれ、全体的に完成度の高いものとなっているか。
- ・「パートナーとともに行う育児」を普及させる内容となっているか。
 - ・市町や企業等との連携を活かした内容となっているか。
 - ・ワークショップの企画内容は適切であるか。
 - ・ワークショップの継続開催に向けたコンテンツ作成の企画内容は適切であるか。
- イ ワークショップの実施（20点）
- ・対象者が参加しやすい工夫がされているか。
 - ・ワークショップの進め方は参加者が理解、習得しやすい工夫がされるなど、効果を高める手法が取り入れているか。
 - ・講師（ファシリテーター）は、専門的な知識及び経験を有しており、選定理由は適切であるか。
 - ・SNS等を通じて相談ができるネットワークづくりの支援は適切であるか。
- ウ ワークショップの継続開催に向けたコンテンツ作成（20点）
- ・ファシリテート手順書は、市町や企業等が独自にワークショップを開催できることができる手順が示されているか
 - ・ワークショップを開催する際に、配慮すべきことや、参加者に伝えるポイントなどが示されているか。
 - ・ワークショップ用のワークシートや動画コンテンツなどは、活用しやすく、参加者の意識向上につながる内容となっているか。
- エ 実施体制（20点）
- ・事業の実施に必要な体制が整っているか。

- ・ 市町や企業等との連携を適切に推進できるスキルを持つ人材、体制を確保しているか。
- ・ 参加者に対するフォロー等を適切に実施できる人材、体制を確保しているか。

オ 全体スケジュール（10点）

- ・ 事業実施のスケジュールは適切であるか。

カ 経済性（5点）

- ・ 提案内容は、費用対効果の観点から効果的な内容となっているか。
- ・ 見積書及び積算内訳・根拠は適当であるか。

（9）審査の結果

ア 第1次審査（書類審査）

審査により5者を決定した後、提案したすべての方に対して速やかに通知します。
 なお、見積書に不備（見積内訳書の提出がない、見積額と見積内訳書の金額が一致しない、一括値引きや減額の項目が計上されている、記載すべき項目が欠けている）がある場合は、応募者数が5者以内の場合であっても第2次審査に参加できないものとします。

イ 第2次審査（プレゼンテーション審査）

審査の結果は、最優秀受託候補者を決定した後、提案したすべての方に対して速やかに通知します。

6 最優秀受託候補者に提出を求める資料の内容

- （1）消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの）の写し
- （2）三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、県税についての「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの）の写し。
- （3）契約実績証明書（様式2）
 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

7 契約方法に関する事項

- （1）契約条項は、三重県子ども・福祉部少子化対策課において示します。
- （2）契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
 また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除しま

す。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は費用内訳書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

(4) 契約は、三重県子ども・福祉部少子化対策課において行います。

8 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。また、履行確認は、委託業務完了後において別途お知らせする日時において実施します。

9 委託料の支払い方法、および支払い時期

契約条項の定めるところによります。また、委託料の支払いは、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとします。

10 企画提案コンペ、見積及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

11 個人情報取扱いに関する罰則事項

個人情報を取り扱う場合、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例に罰則があるので、留意してください。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

13 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

1 4 障がい理由とする差別の解消の推進

委託業務を実施するにあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとします。

1 5 企画提案にあたっての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

令和3年3月29日（月）17時まで

(2) 質問の提出

当企画提案コンペの質問は、文書（様式自由、ただし規格はA4版）にて行うものとし、17に記載する担当課まで、持参、ファックス、電子メールいずれかの方法で提出してください。ファックス、電子メールの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行ってください。

なお、質問文書には、組織名の他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファックス番号、電子メールアドレスを明記してください。

1 6 その他

(1) 企画提案書の作成に必要な費用については、各提案者の負担とします。

(2) 提出のあった企画提案書等の資料は返還しません。

(3) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。

なお、研修資料等について、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等は受託者に留保するものとし、この場合、三重県は当該業務の範囲内において使用できるものとします。

(4) 応募書類等に記載された個人情報については、当業務委託の目的以外で使用することはありません。

(5) 提出いただいた応募書類等については、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。

(6) 受託者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。また、委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用してはなりません。再委託を行う場合は、再委託事業についても同様とします。

なお、三重県個人情報保護条例により、委託を受けた業務に従事している者等に対する罰則規定が設けられています。

1 7 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 子ども・福祉部 少子化対策課 川端・小川

電話：059-224-2404 ファックス：059-224-2270

メール：shoshika@pref.mie.lg.jp